西宮市都市計画特集号

美しく住み良いまちづくりのために

《編集・発行》
都市局都市計画部
都市政策グループ
〒662－8567
西宮市六湛寺町10番3号
TEL：0798－35－3603
Eメール／vo_toshisei@nishi.or.jp

都市景観形成基本計画『2007改定版』ができました

「西宮市都市景観形成基本計画」は、美しい都市景観を形成するために行う中長期（おおむね十年から二十年間）的な施策の方向を示すもので、市民・事業者・市が取り組みを行う際のガイドラインの役割をもっています。

この基本計画は、西宮市都市景観条例に基づいて平成元年に策定され、今回、社会状況の変化などによる新しい視点を取り入れて2007年3月に改定を行いました。

◆改定の主なポイント

＊新しい制度などの反映＊

景観法の制定や社会状況によるまちなみの変化などを踏まえて、内容を見直しました。

＊地区別の計画＊

都市景観を身近に感じられるよう、日常生活に深くかかわる地域ごとの計画を加えました。

＊わかりやすく＊

できるだけ多くの市民や事業者のみなさんに読んでいただけるよう、わかりやすい構成にしました。

◆内容のあらまし

2007年改定版は4つの章と資料編で構成されています。

第1章　基本となる考え方

○西宮市が目指す都市景観像

「自然や歴史を活かした
都市景観」

「文教住宅都市としての
魅力ある都市景観」

「賑わいの中にも
秩序のある都市景観」

○取り組みの主体

都市景観の形成には、西宮を生活の場とする「市民」、企業活動や開発事業を行う「事業者」、市を始め、県、国を含む「行政」の三者を取り組みの主体としています。

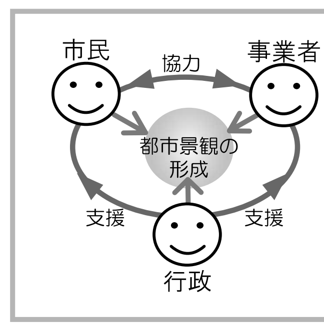

○基本的な姿勢

まもる
＝景観資源や要素の保全

つくる
＝魅力ある都市空間の創造

そだてる
＝景観資源などを活かした
地区景観の育成

○取り組みの対象とする領域

市民に共有される【公的な空間】と、公的な空間から見える私有地の部分【境界領域】の両方を取り組みの対象とします。

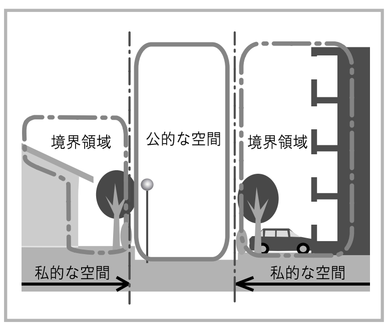

第2章　類型別の景観

土地の使われ方によってまちなみを4つの類型に区分し、類型ごとに取り組みの方針やまちなみに関する「気配りポイント」を示しています。

●自然景観　●住宅景観
●商業景観　●産業景観

第3章　地区別の景観

8つの地区ごとに、景観上重要な要素や、特に大切にしたい景観テーマを示しています。

●塩瀬地区　●山口地区
●本庁北地区　●本庁南地区
●甲東地区　●瓦木地区
●鳴尾地区　●臨海地区

第4章　具体的な取り組み

美しいまちなみの形成に関する市民・事業者・行政の役割と具体的な取り組みを示します。

●市民の取り組み
●事業者の取り組み
●行政の取り組み（市条例による施策、景観法による施策）

資料編

基本計画を読む際の参考にできるよう、「用語の解説」に都市景観の形成に関連のある制度や特殊な用語の解説を掲載しています。

◆2007改定版を見るには

『2007改定版』は、次の方法でごらんいただけます。

＊配布　概要版のみ

市役所総合案内（市役所本庁舎1階）、都市計画部窓口（市役所南館3階）、各支所およびサービスセンター、アクタ西宮ステーション、各公民館、図書館、市民館で配布しています。

※詳細版をご入用の方は、都市政策グループまでご連絡ください。

＊閲覧　概要版・詳細版

都市計画部窓口、情報公開課（市役所本庁舎7階）、各図書館でごらんいただけます。

＊ダウンロード　概要版・詳細版

市のホームページトップ「アウトライン西宮」→「まちづくり」→「都市景観」→「都市計画部のホームページ」へ。

★パブリックコメントでのご意見と市の考え方

見直しにあたっては、パブリックコメントなどにおいて、多くの貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。

いただいたご意見については、可能なものは2007改定版に反映しており、今後の景観行政の参考にもさせていただきます。

パブリックコメントでのご意見と、これに関する市の考え方は、都市計画部窓口、各支所およびサービスセンター、アクタ西宮ステーション、情報公開課、市のホームページで公表しています。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
都市景観は都市に生活する全ての人々が共有する財産です。これからも西宮の美しい都市景観を形成するため、市の景観行政にご協力をお願いします。
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

用途地域等の都市計画を変更しました。

○全市的に建築物の高さ規制を大幅に強化
○甲子園球場周辺等で「特別用途地区」を指定

市と県は、変更手続きを進めていた用途地域を4月10日に、特別用途地区、高度地区、準防火地域を4月24日に変更しました。

詳しい内容は、市のホームページをご覧頂くか都市政策グループまでお問合せ下さい。

また、変更手続きを進めるにあたっては、パブリックコメントや素案の公開などにおいて、多くの貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。今後ともこれらのご意見を踏まえ、すみよいまちづくりに取組んでまいりますのでご協力をお願いいたします。

特別用途地区の追加指定

既決定の「文教地区」、「臨海産業地区」に加え、新たに「酒蔵地区」、「甲子園球場地区」、「災害拠点医療地区」を追加しました。

「酒蔵地区」は用途の制限が緩い準工業地域において用途の混在を防止し、酒蔵地域のまちなみや環境を守るものです。

「甲子園球場地区」は青少年が多く訪れる甲子園球場周辺の教育的環境やまちなみを守るとともに甲子園球場の機能増進を図るものです。

「災害拠点医療地区」は阪神南地区で唯一の災害拠点病院の機能増進を図るものです。

特別用途地区内の建築条例による主な用途の制限は次のとおりです。

酒蔵地区（約130ヘクタール）

建築してはならないもの
○キャバレーなど
○麻雀屋・ぱちんこ屋など
○カラオケボックスなど
○ホテル・旅館
○大規模な劇場・店舗など

甲子園球場地区（約116ヘクタール）

建築してはならないもの
○キャバレーなど
○個室付浴場など
○麻雀屋・ぱちんこ屋など

甲子園球場地区内の球場地区で建築できるもの
○観覧場
○3階までの建築物に附属する自動車車庫

災害拠点医療地区（約7ヘクタール）

○容積率300％を超える部分の用途は災害拠点病院及びこれに附属するもの

特別用途地区を指定する区域

高度地区の全市的な強化

市内の良好な居住環境とともにまちなみや景観を守るため、建築物の高さを規制する高度地区を全市的に強化しました。

住居系の用途地域では建築物の調和を図るため、既決定の高度地区の規制内容を一部強化しました。また今まで高度地区の指定がなかった商業系や工業系用途地域については、住宅系の土地利用が進んでいることやまちなみから突出した建築物が増加していることから、高さの最高限度や斜線制限を定めた高度地区を新たに指定しました。

準防火地域の追加指定

準防火地域の区域を拡大しました。今回の追加箇所は、密集市街地又は密集市街地となることが懸念される建ぺい率が80％の地域のうち準防火地域が指定されていなかった地域です。

用途地域の変更

県は、阪神間都市計画用途地域の5回目となる定期見直しを行いました。西宮市では合計10地区を変更しました。